

# 船舶事故調査報告書

令和4年4月6日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

委員 佐藤 雄二（部会長）

委員 田村 兼吉

委員 岡本 満喜子

事故種類	乗揚
発生日時	令和3年11月10日 17時10分ごろ
発生場所	沖縄県糸満市西方沖ルカン礁 ルカン礁灯台から真方位047° 130m付近 (概位 北緯26° 06.7' 東経127° 32.0')
事故の概要	漁船りゆか丸は、南西進中、ルカン礁に乗り揚げた。 りゆか丸は、大破した。
事故調査の経過	令和3年11月12日、本事故の調査を担当する主管調査官（那覇事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	漁船 りゆか丸、11トン ON2-1053（漁船登録番号）、個人所有 13.50m (Lr) × 3.48m × 1.33m、FRP ディーゼル機関、294.20kW、昭和58年11月1日 第296-24778号（船舶検査済票の番号）
乗組員等に関する情報	船長 50歳 一級小型船舶操縦士 免許登録日 平成17年8月11日 免許証交付日 令和2年10月19日 (令和7年10月18日まで有効)
死傷者等	なし
損傷	船体が大破（全損）
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北北西、平均風速 3.9m/s、視界 良好 海象：波向 北北西、波高 約2.2m、潮汐 低潮時
事故の経過	本船は、船長が1人で乗り組み、まぐろ集魚灯漁の目的で、令和3年11月10日15時00分ごろ沖縄県慶良間列島西方沖の漁場に向けて沖縄県那覇市泊漁港を出港した。 船長は、操舵室の操舵スタンド後方に立ち、AIS、GPSプロッター及びレーダーを作動させ、手動操舵で操船し、16時00分ごろ沖縄県渡嘉敷村神山島灯台を確認した後、渡嘉敷村慶伊瀬島（チービシ）と糸満市西方沖のルカン礁との間を通過する目的で南西方に針路を定めた後、手動操舵から自動操舵に切り換え、約8ノットの対地速

	<p>力で本船を南西進させた。</p> <p>船長は、ルカン礁北方沖を通過した後、西方に変針するつもりで立ったまま操舵スタンドに両手をついて当直を続けるうち、いつしか居眠りに陥った。</p> <p>船長は、17時10分ごろ衝撃で目を覚まし、主機を停止して周囲を確認したところ、本船がルカン礁北端のルカン礁灯台付近に乗り揚げていることが分かり、所属する漁業協同組合（以下「漁協」という。）に携帯電話で救助を求め、漁協担当者が海上保安庁に本事故の発生を通報した。</p> <p>本船は、船長が主機を始動して離礁を試みたが、クラッチを後進に入れると主機が停止するので後進させることができず、離礁することができなかつたので、本事故発生場所付近で船固めされた。</p> <p>船長は、18時30分ごろ来援した海上保安庁の回転翼機によって吊り上げ救助された。</p> <p>（付図1 航行経路図 参照）</p>
<p>その他の事項</p>	<p>本船の喫水は、船首約0.5m、船尾約1.8mであった。</p> <p>船長は、ふだん、慶良間列島西方沖の漁場に向かう際、神山島灯台を確認した後、西進して渡嘉敷村渡嘉敷島野嘉良埼南方沖を通過して慶良間列島沿いに航行していたが、本事故時、慶良間列島沿岸に大量の軽石が漂着しているとの情報を得ていたため、ルカン礁北方沖を通過して慶良間列島沿岸を迂回する航路を航行していた。</p> <p>船長は、本事故前日の深夜まで、主機及び発電機の冷却海水系統において海面に漂流している軽石を除去する目的のこし器を増設する工事を1人で行っており、本事故時、睡眠不足の状態であった。</p> <p>船長は、操舵室の操舵スタンド後方に立った姿勢で操船していたので、居眠りすることはないと思っていた。</p> <p>船長は、本船で同漁場での漁業の経験が10年以上あった。</p> <p>船長は、持病がなく、本事故当日の健康状態は良好であった。</p> <p>船長は、本事故時、救命胴衣を着用していた。</p> <p>本船は、操舵室に船橋航海当直警報装置が設置されていなかった。</p>
<p>分析</p> <p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p> <p>気象・海象等の関与</p> <p>判明した事項の解析</p>	<p>あり</p> <p>なし</p> <p>なし</p> <p>本船は、慶伊瀬島南方沖を自動操舵で南西進中、単独で操船中の船長が居眠りに陥り、ルカン礁に向かって航行を続けたことから、同礁に乗り揚げたものと推定される。</p> <p>船長は、睡眠不足の状態であったことから、立った姿勢で操船を続けるうちに覚醒水準が低下し、居眠りに陥ったものと考えられる。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、本船が、慶伊瀬島南方沖を自動操舵で南西進中、単独で</p>

	操船中の船長が居眠りに陥り、ルカン礁に向かって航行を続けたため、同礁に乗り揚げたものと推定される。
<b>再発防止策</b>	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 <ul style="list-style-type: none"><li>・ 船長は、長時間の作業による疲労や睡眠不足を感じている場合は、十分休息してから出港すること。</li><li>・ 船橋航海当直警報装置を設置することが望ましい。</li></ul>

付図1 航行経路図

